

集合住宅宅配ボックス設置補助金

埼玉県では、令和7年度から集合住宅に宅配ボックスを設置する際に、市町村を通じて補助制度を実施します。再配達削減に向けて事業化をご検討ください！

対象事業者 県内市町村（さいたま市を除く）

対象事業

集合住宅への宅配ボックス設置について、下記の要件を満たし、かつ、**市町村の交付決定後に着手し**（契約など準備等含む）、**令和8年2月27日（金）までに完了**（経費の支払い含む）する設置者等の取組に対して市町村が補助する事業

宅配ボックスの要件

- ① 県内の集合住宅に設置されていること。
- ② 盗難防止のため、容易に移動できないよう設置されていること。
- ③ 宅配物の正当な受取人が受領できるセキュリティ機能を有していること。（鍵、ダイヤル錠、ICカード等）
- ④ 3辺の合計が60cm以上の宅配物を保管できる大きさのボックスを1つ以上有していること。
- ⑤ 購入日時点で新品であり、かつリースではないこと。

対象経費

経費説明

工事請負費	工事費、物品等の設置費 等
備品購入費	物品購入費 等 ※取得価額が10万円以上のもの
消耗品費	物品購入費 等 ※取得価額が10万円未満のもの

補助率（補助上限額）

市町村補助額の2分の1以内（上限1棟あたり10万円）

〈負担割合のイメージ〉

例

管理組合等1/2

市町村1/4

県 1/4

申請期限 令和7年12月26日（金）※申請期間中、随時審査を行います。

申請方法 下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ
& 交付申請の
提出先

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課
（サービス産業担当）

【住所】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

【TEL】 048-830-7983 【e-mail】 a3750-12@pref.saitama.lg.jp

申請の流れ

設置者等

1. 市町村へ申請書を提出

設置者等から市町村の定める補助要綱等に基づき提出された申請を受け付けていただきます。
※市町村の交付決定があるまで設置者等は着手できません。

市町村

2. 申請の取りまとめ

提出された申請の取りまとめを行ってください。

市町村

3. 県に交付申請提出

県の交付要綱に沿って、交付申請書及び申請に必要な書類一式を提出してください。

県

4. 交付決定通知

交付申請の内容を審査し、交付決定を行います。
※県は申請期間中、随時審査を行います。

事業実施期間

設置者等

5. 市町村へ実績報告

設置者等の事業完了後、設置者等から市町村の定める補助要綱等に基づき提出された実績報告等を受け付けていただきます。

市町村

6. 県に実績報告書提出

提出された実績報告等を取りまとめ、県に実績報告書等を提出してください。

県

7. 額の確定通知

実績報告の内容を確認し、額の確定通知を市町村に送付します。

市町村

8. 請求書の提出

額の確定通知を受けて、補助金請求書を県にご提出ください。

県

9. 補助金の支払

市町村に補助金を交付します。

【県から市町村への交付決定に要する見込み期間】 交付申請を提出してから約2週間

※具体的な交付決定予定日等は実施計画書の提出前にご相談ください。



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

補助事業の実施にあたっての注意点

- (1) 補助の対象となる間接補助事業者（宅配ボックスを設置する者）は、すでに県内に所有又は管理している集合住宅に、新たに宅配ボックスを設置する者です（申請時に未竣工の集合住宅は対象外となります。）。
- (2) 宅配ボックスについては、戸建て向けの宅配ボックス及び置き配バッグは含まないものとしします。
- (3) すでに設置してある宅配ボックスを入れ替える場合も補助の対象となりますが、対象となる入れ替えは宅配ボックスの機能を向上させるものに限ります。